

序章 はじめに

1. 緑の基本計画とは



(1) 計画策定の趣旨

本市は市内を流れる瀬戸川や朝比奈川の清流の源となる緑深い山並みや、市街地にもほど近い里山と肥沃な志太平野など豊かな自然環境に恵まれています。

また、身近な緑の憩いの場として市民に親しまれている蓮華寺池公園などの公園整備や、道路や学校などの公共施設の緑化を進めてきました。

こうした緑は人々の生活に潤いを与えるとともに良好な都市環境の形成や都市防災にも欠かすことのできないものであり、将来に亘って残していくべき貴重な資源です。

緑豊かで品格のある藤枝市の都市形成を目指し、将来あるべき姿を市民、事業者、行政それぞれが共有し、緑地の保全と緑化の推進を計画的に進めていくため、新しい「緑の基本計画」を策定します。

(2) 法律に根拠をおく緑に関する総合的な計画

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市公園の整備など都市計画による事業・制度のほか、道路の緑化、河川等の水辺、学校等の公共公益施設の緑化、住民や企業の緑化活動など民有地における緑地の保全や緑化、さらには緑化意識の普及啓発等ソフト面も含めた幅広い計画であり、目標と実現のための施策などを内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画で、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための都市における緑のマスタープランとして、平成6年の都市緑地保全法の改正により創設された計画制度です。

(3) 計画の内容

本計画では、おおむね次の内容を定めています。

- ① 緑地の保全及び緑化の目標
- ② 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- ③ 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第2条1項に規定する都市公園をいう。）の整備の方針、その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項
- ④ 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- ⑤ 緑化地域以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

2. 緑の基本計画と既存制度の関係



緑の基本計画は、「第5次藤枝市総合計画」「藤枝市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「藤枝市景観計画」や「藤枝市中心市街地活性化基本計画」「藤枝市環境基本計画」などの計画と調和を図りながら策定する計画です。

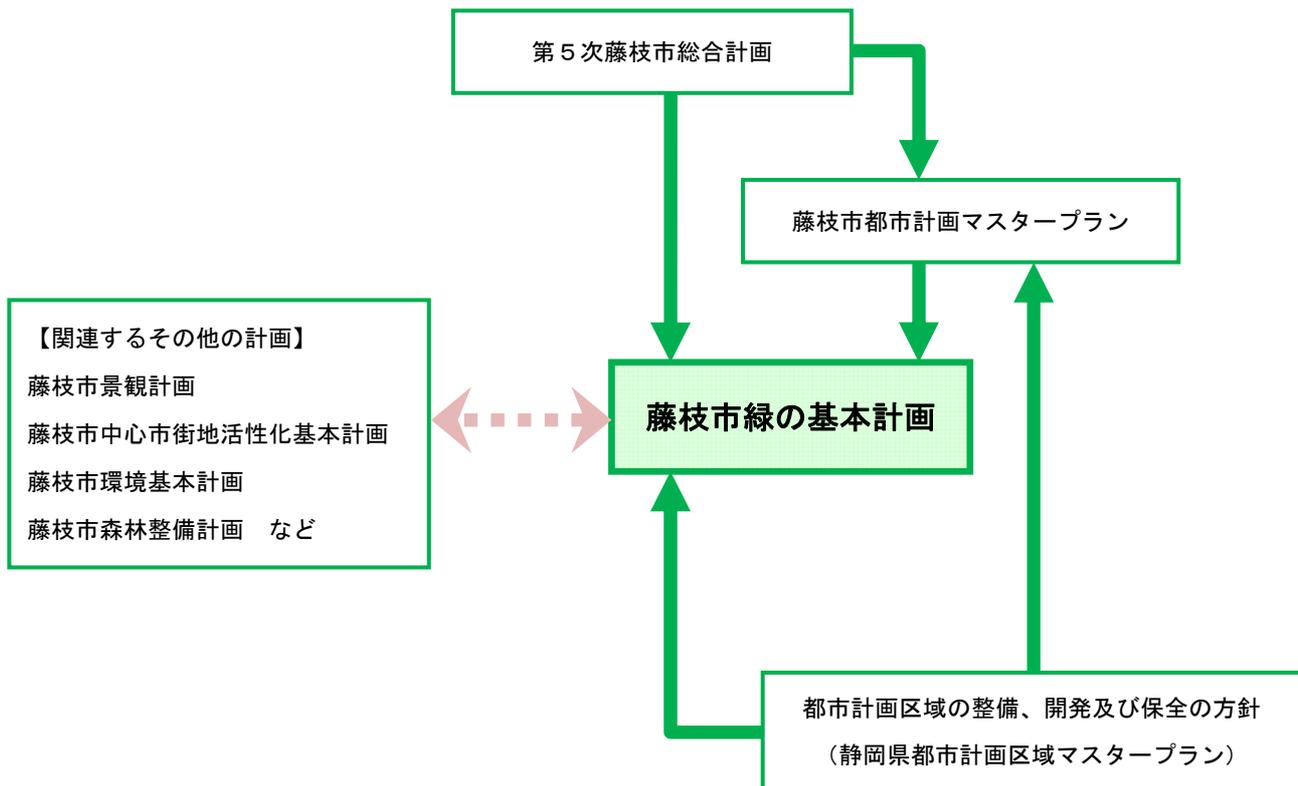


図 0-2 緑の基本計画と既存制度との関係

3. 緑の役割



緑は人々の豊かな生活を生み出していくために、多様な役割を有しています。市民が心身ともに健康に過ごすための必需品であり欠かせないものになります。

緑は下図のような機能を持っています。

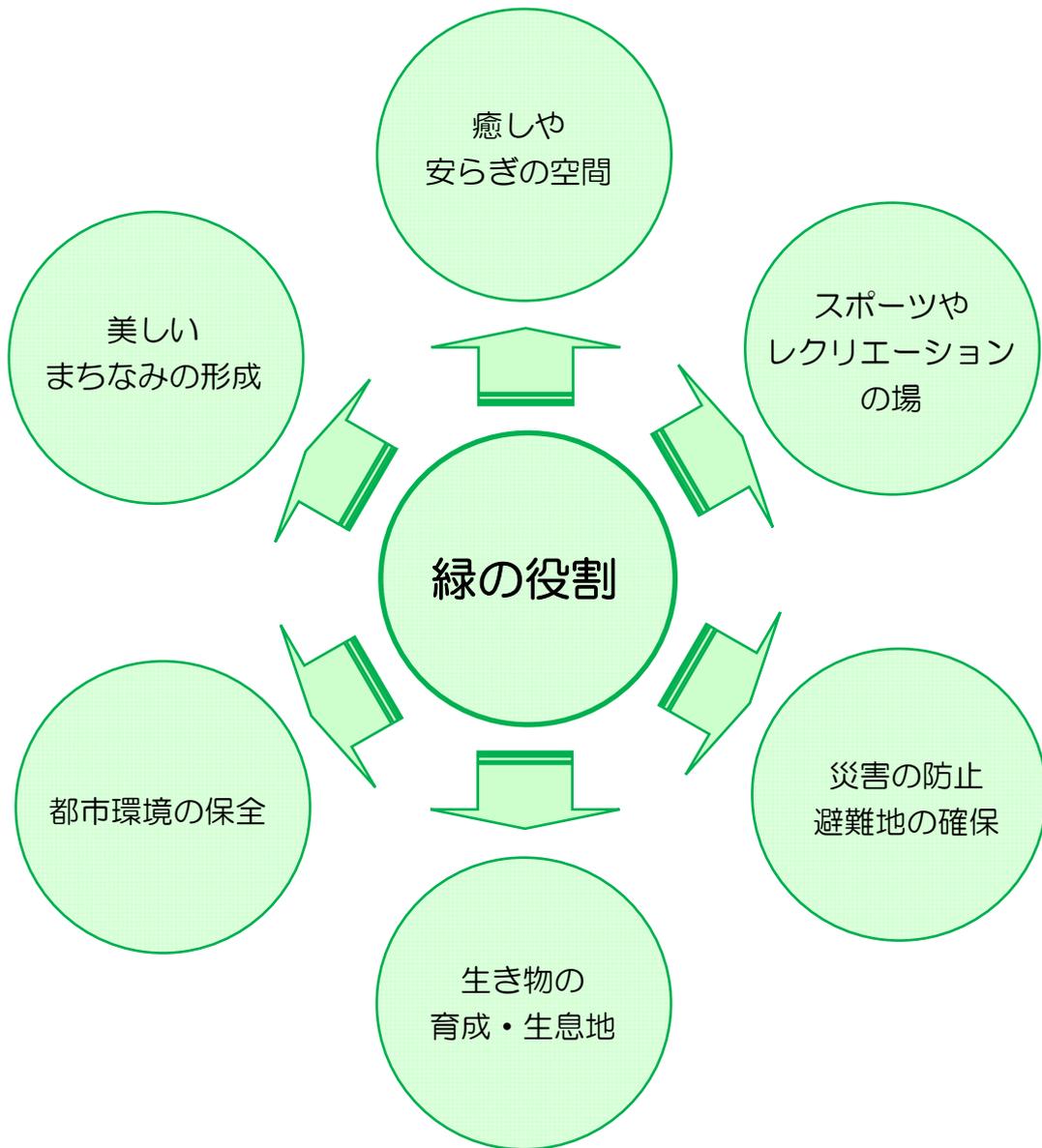


図 0-3 緑の役割

4. 緑地の分類



「緑の基本計画」が対象とする緑地は、以下の「施設緑地」と「地域制緑地」に分類され、それぞれの緑地は以下のように分類されております。

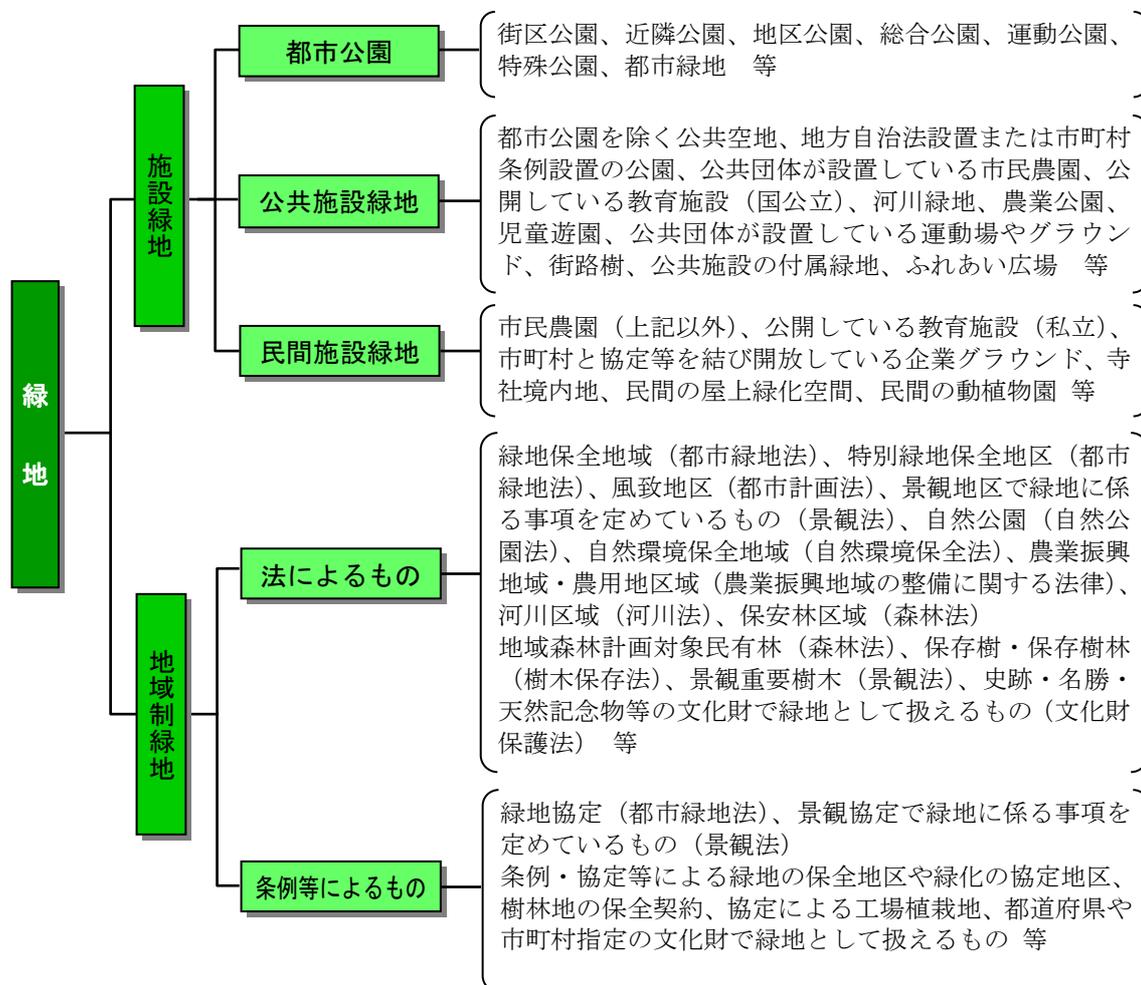


図 0-4 緑地の分類

5. 計画の目標年次



平成42年を目標とします

本計画は、平成26年（2014年）を基準年とし、藤枝市都市計画マスタープランの目標年次である平成42年（2030年）を目標とします。また、平成32年（2020年）を中間目標とします。

ただし、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画の対象区域



藤枝市都市計画区域を対象とします

都市緑地法に基づいて、本計画は、藤枝市都市計画区域を対象とします。

7. 将来人口（都市計画区域内人口）



平成32年	141,700人
平成42年	137,600人

本計画における都市計画区域内の将来人口を、平成32年を141,700人とし、平成42年を137,600人で設定します。（第5次総合計画後期計画人口フレームより推計）

